

のとす

解雇されたる場合

- (一) 二ヶ年以下勤続者に百二十日分
- (二) 一ヶ年未満を満す毎に廿日分を追加す
- 勤続手当 (退職及ハ解雇されたる場合)
- (一) 三年以上二百圓支給 (二) 五年以上
- 圓支給 (三) 十年以上千圓支給 (四) 一
- 増す毎に百圓を増すこと

三、塚本福次郎氏の解職のこと

- (一) 理解がふい (二) 壓制だ (三) 重役は

四、共済會の被選挙権及び制限選挙の撤廃

69
12.9.21

労働乙第九の號 大正十二年七月二十日

宮田自轉車製作所職工解雇問題ニ関スル件 (第二報)

一、職工側ノ動靜

(一) 解雇職工ハ前日未ノ協議ニ基ク要求ハ一應留得シ先ツ解雇手當要求スルヲ解決セントシ
 港七郎岡根晃信ノ兩名ヲ代表者ニ擧ゲ十八
 日午後一時工場ニ塚本庶務係主任ト會見
 田突然解雇ニ遭ヒ今直々ニ他ニ就職スルノ
 困難ナルヲ以テ三ヶ月分ヲ最低トシ解雇手
 當ヲ支給サレタキ旨ヲ申入レタリ然ルニ塚
 本主任ハ今回ノ解雇者ニ支給セル手當ハ規